寄　稿

労働金庫のＮＰＯ融資の実践から

全国労働金庫協会
総合企画部　多賀　俊二

一．労働金庫のＮＰＯ融資の概要

勤労者のニーズが生涯生活全体を組み込んだものへと広がりを見せる中で、労働金庫は勤労者の新しい自主福祉活動の一つとしてＮＰＯ活動の広がりを展望してきた。そして、九〇年代後半から一部の労働金庫では、ＮＰＯに職員を派遣したり、ＮＰＯに関する公開講座を開催するなど、ＮＰＯとの協働を模索する取り組みが進んだ。

こうした動きを背景にして、東京（現中央）、近畿の二労働金庫は、日本の金融機関としては初めてのＮＰＯ向け融資制度である「ＮＰＯ事業サポートローン」を二〇〇〇年四月に開始した。

本制度の発足当初は、法令上の制限から福祉系のＮＰＯ法人のみを対象にしていたが、二〇〇二年三月の金融庁・厚生労働省告示の改正により、全分野のＮＰＯ法人を融資対象にすることが可能になった（実務上の取扱は労働金庫によって異なる）。また、融資対象となるＮＰＯ法人には、任意団体としての事業期間を含め、原則として二年から三年の事業歴が必要となる。

二〇〇二年一〇月末現在で、北海道、山形県、中央（関東一都六県・山梨県を営業範囲とする）、静岡県、東海、近畿、岡山、広島県、山口県、九州、沖縄県の計一一労働金庫で本制度は取り組まれており、業態全体で四七件、三億二、八一七万円の取扱実績がある。

本制度の運営にあたっては、ＮＰＯの営利企業にない強み（先駆性、市民の共感に基づくネットワーク等）を加味した評価による融資判断に努めていることが特徴である。

二．ＮＰＯ融資のこれからの役割

次に、これまで労働金庫が行ってきたＮＰＯ融資等の実践を踏まえ、今後金融機関のＮＰＯへの融資が地域に果たす役割に着目して、今後の課題をいくつか述べてみたい。

第一に、ＮＰＯ融資は、今後ＮＰＯが事業を拡大する上で、寄付や助成等と並ぶ多様な資金調達手段の一つとして、ＮＰＯの中に定着することが望まれる。そのためには、ＮＰＯ融資をもっと利用しやすいものにするよう制度改善を図る必要がある。

具体的には、機関保証制度の開発や、ＮＰＯが金融機関に対して必要な情報を伝えやすくするための技術支援が考えられる。

第二に、ＮＰＯに経営能力の向上が求められていることは広く認識されているところであるが、融資取引は継続的なＮＰＯとのコミュニケーションの機会となるので、これを活用してＮＰＯの能力開発に努めることが、金融機関のリスク管理の観点からも望まれるところである。

第三に、ＮＰＯの行う事業には地域に埋もれたニーズを掘り起こす社会的起業の側面がある。ＮＰＯ融資がこうした起業段階に対応できれば、社会的起業を支援するという重要な役割を果たすことも可能である。そのためには、リスク分散、能力開発等を組み合わせた起業段階のＮＰＯにふさわしい枠組みを、金融機関とＮＰＯ中間支援組織等との協働で構築することが課題となる。

最後に、「北海道ＮＰＯバンク」の設立や「女性・市民信用組合（ＷＣＣ）設立準備会」等に代表される最近の動きを見ると、市民が自らの手で新しい金融を創造し始めていると捉えることができる。今後はこうした市民の動きと連携することも射程に入れてゆきたい。

E-mail：shunji_taga@ho.rokinbank.or.jp